

【事案Ⅲ－１】契約確認および自然災害共済金請求

・平成 30 年 5 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が、ソフトウェアと一体となったシステム全体が落雷被害の保障対象であることの確認を得たうえで、平成 11 年に契約した火災共済契約において、落雷による当該コンピューターの損害を被ったため共済金を請求した。

これに対し、被申立人がこの契約の共済価額にはソフトウェアの価額は含まれていないとしたため、これを不服とし、申立てにおよんだもの。

<申立人の主張>

申立人は、以下についての判断を求める。

- (1) 申立人が加入する共済の保障内容(ソフトウェアを含むコンピューターシステムが一体として共済の保障対象であること)の確認を求める。
- (2) 被申立人は(1)の判断の結果、共済金 1,096,251 円にソフトウェアの損害金 30 万円を加えて支払え。
- (3) 被申立人は、ソフトウェアが共済の保障の対象外であると判断される場合、共済価額が過大であり、誤った指導により超過加入させられた損害を負担せよ。
- (4) 被申立人は、共済価額の明細書を作成し、申立人に提示せよ。

なお、当該案件に関しては、保障内容(共済価額)が申立人の希望に沿ったものではないとして、被申立人より、簡易裁判所へ共済契約の取消しの申立てがされており、平成 16 年 7 月、当事者間で以下の調停が成立している。

[平成 16 年 7 月成立の調停条項]

- 1 申立人(本件の被申立人、以下同じ)と相手方(本件の申立人、以下同じ)とは、本件契約の共済価額が、現在 1,250 万円であることを確認する。なお、上記確認は平成 16 年 4 月、調査にかかる鑑定人作成の相手方所在什器備品の評価鑑定書によるものである。
- 2 申立人は相手方に対し、将来、落雷を含む(約款・事業規約上の自然災害を除く)共済事故により本件契約対象のコンピューターに損害が発生した場合は、損害の程度により、新価額までを填補することを約諾する。
- 3 相手方が、今後本件契約対象のコンピューターを入れ替えて、その新価が第 1 項の共済価額を超える場合は、申立人にその旨を申告し、本件契約の追加加入につき協議する。なお、共済掛金は担当者が集金することとし、その際担当者は契約対象物の把握に努めることとし、相手方は協力する。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

(1) 約款・事業規約上、契約の目的である什器備品に、ソフトウェアが含まれないことは明白である。

(2) したがって、申立人が請求する事故によるソフトウェアの損害に関して支払うべき共済金は存しない。

また、支払うべき共済金については申立人に対して支払う旨申し入れているが、同人がその金額に納得しないため、支払いができていない。

(3) 今後、申立人が本件契約対象のコンピューター機器を入れ替えるなど、現在の共済価額を超える状態となった場合に、被申立人が共済価額を変更することはあり得るが、現段階ではそのような状態にはない。

(4) 被申立人は申立人に対し十分な説明を行っている。

申立人は、同人の主張に沿った回答がなされない限り、説明がなされたことにはならないと執拗に主張し続けているに過ぎない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および被申立人から提出された書面に基づき審議した結果、下記の理由から「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) ソフトウェアは保障の対象になるか

① 申立人は、ソフトウェアも保障対象とされていることを被申立人に確認を得たうえで加入したという事実については、申立人の供述の他には客観的証拠はない。

② 加入した当時の約款・事業規約（平成 11 年 4 月施行）は、ソフトウェアは、それ自体として明示されているわけではないが、その性質および性状に照らし、「その他これに準ずる物」に該当するものと解するのが相当である。

③ 平成 16 年 4 月に施行された約款・事業規約は、ソフトウェアを共済の目的から除外する旨の規定となったが、仮に取扱い変更であった場合、以降、何らかの経過措置もなく、平成 27 年に施行された約款・事業規約においても、共済の対象に含まれないとの取扱いは同一の規定が維持されており、このことからすれば終始一貫していることが認められる。

④ 以上によれば、この申立人の主張は理由がない。

(2) ソフトウェアが保障の対象になる場合、ソフトウェアの損壊による損害額はいくらか

(1) について判断したとおり、ソフトウェアは共済の対象に含まれないのであるから、ソフトウェアの不具合によって生じた損害が本件共済契約による保障の対象に

なるということはず、申立人の主張は理由がない。

(3) ソフトウェアが保障の対象外である場合、申立人は、被申立人の誤った説明により、ソフトウェアを含む過大な共済価額に基づく保険料を負担したことになるか

① 被申立人が、申立人に対し、誤った説明をした事実を認めるに足りる証拠がない。

② 共済価額については、調停において、双方が1,250万円という金額を承認して決定したものであり、申立人が「過大な共済価額に基づく保険料を負担した」と評するのは失当である。また、共済掛金は、共済価額ではなく、共済金額を基準として決定されるものであり、当初共済契約における共済金額は1,000万円である。

③ 結局、この申立人の主張も理由がないことになる。

(4) 被申立人は、申立人に対し、最新の共済価額および損害発生時を基準として再評価した共済価額の明細を開示する義務があるか

① 被申立人においては、共済価額の見直しの要否を検討するにつき、システムの代金に什器備品の評価額を加えた金額は、従前の共済価額1,250万円を下回り、かつ、同共済価額との間に大きな乖離は認められないことから、共済価額をそのまま維持したものと考えられるのであり、その措置に特に非難すべき点は見当たらない。

② そうすると、上記事態は、本件調停の調停条項3が適用される場面でもなく、また、保障対象は、上述のとおり明らかとなっているのであるから、改めて被申立人から申立人に対し共済価額の明細書を交付すべき場面であるということもできない。

③ 以上によれば、この申立人の主張も採用することができない。

ただし、共済価額が1,250万円であるのに対し、平成27年12月以降、共済契約が追加されたことにより、共済金額は1,450万円に増額され、超過共済となっているから、この不正常的な状態は速やかに是正されるべきである。

(5) 結論

以上であるから、申立人の本件申立てはすべて理由がなく、これを認めることはできない。